代理人の有無

団体の名称

代表者名　　　　　　　　　印

１　代理人の有無

（１）有　　（有の場合）

氏名

住所

（２）無

　地方自治法第２６０条の８の代理人及び第２６０条の１０の特別代理人のことを指します。特に該当がない場合は「無」に○をつけてください。

（地方自治法抜粋）

第二百六十条の八　認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第二百六十条の十　認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。